

令和5年第26回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年7月19日(水)			午前 10時00分から 午前 10時30分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員		
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	報告 26-1	令和5年4月23日執行杉並区議会議員選挙における供託物返還等について		了承
	協議	公職選挙法等改正要望事項の提出について		—
委員長	これから令和5年第26回の定例会を開会いたします。			
	<令和5年4月23日執行杉並区議会議員選挙における供託物返還等について>			
委員長	報告事項 26-1 について、事務局から説明をお願いします。			
局長	<p>令和5年4月23日執行の杉並区議会議員選挙における供託物返還等の報告です。</p> <p>報告 26-1 をご覧ください。</p> <p>杉並区議会議員選挙の全立候補者 69 名に対する供託物の返還及び没収が完了しました。</p> <p>返還者は 68 名で、対象者は別紙のとおりです。</p> <p>みなみ俊輔さんについては、供託物没収となります。供託金 30 万円は、法務局から杉並区にすでに収入済みとなっております。</p> <p>以上、報告事項 26-1 の説明となります。</p>			
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。			
梅田委員長 職務代理	供託物没収者が 1 名おりますが、どのような場合に没収されるのですか。			
局長	今回の杉並区議会議員選挙における供託物没収点は 421. 852 票でした。立候補者の得票数がこれを下回る場合に没収されます。みなみ俊輔さんの得票数は 196 票で、供託物没収点を下回ったため、没収となりました。			
委員長	供託物が返還される 68 名の方は、供託物が返還されることをいつ知るのですか。			
局長	供託物の返還ができるようになるのは、選挙及び当選の効力が確定した後にとなります。供託物が返還される 68 名の方には、選挙及び当選の効力が確定後、速やかに供託物を返還する旨の通知を送付しております。			
委員長	供託物を返還してもらうには、立候補者はどのような手続きをするのですか。			
局長	預かっていた供託書と一緒に供託原因消滅証明書を立候補者にお渡しします			

	ので、それを添えて供託金払渡請求書を法務局に提出します。
委員長	わかりました。 それでは、報告 26-1 についてはよろしいですか。
一同	報告了承。
	<公職選挙法等改正要望事項の提出について>
委員長	続いて、協議事項をお願いします。
局長	<p>全国市区選挙管理委員会連合会東京支部長から、公職選挙法等改正要望事項の提出についての依頼が来ました。</p> <p>各選挙管理委員会から全国市区選挙管理委員会連合会へ要望をあげ、最終的には全国市区選挙管理委員会連合会から国会への改正要望事項として提出する形になります。</p> <p>要望を出す場合は、現在要望中のものと重ならないように等、色々と注意事項があります。</p> <p>公職選挙法等改正要望事項一覧には、平成 26 年度から令和 5 年度までの改正要望事項が掲載されています。一覧のナンバー152 をご覧ください。令和 5 年度は東京支部から、衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの変更された場合の職権による在外選挙人証の再交付についてという内容で要望が提案されております。</p> <p>8 月末が改正要望事項の提出期限ですので、改正のご要望がありましたら次回 7 月 26 日の定例会でご提案ください。8 月 9 日の定例会で提出内容を決定し、全国市区選挙管理委員会連合会東京支部に提出いたします。</p> <p>以上、協議事項の説明となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。</p> <p>公職選挙法等改正要望事項は、いつもこの時期に依頼があると思いますが、一覧にある令和 5 年度の要望は、令和 4 年度に取りまとめをしたものということですか。</p>
局長	<p>そうです。</p> <p>令和 4 年度は、八王子市からの「衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りが変更された場合の職権による在外選挙人証の再交付について」、世田谷区からの「大都市における選挙公報の配布実態に即した公職選挙法の改正等について」、羽村市からの「投票所内における有権者の投票用紙等の撮影禁止及び秩序を乱す行為の範囲の規定について」の 3 要望が提案され、全国市区選挙管理委員会連合会東京支部の定期総会で、八王子市のものを要望することが決まりました。</p>
松島委員	事務局の皆さんが日頃から仕事をしていく上で不都合に感じていることがあれば、それを要望して改善を求めてもよいと思うので、事務局の皆さんも是非ご意見を出してください。
委員長	それでは、選挙管理委員も事務局も、何か要望があれば次回の定例会で提案するということではよろしいですね。
局長	事務局としても検討して、次回の定例会でご提案したいと思います。
	<その他>
委員長	本日の予定されている報告等は終了しましたが、その他にございますか。

局 長	<p>4月の統一地方選挙の結果、中野区と世田谷区では、区議会議員選挙において次点で落選した立候補者から当選の効力に関する異議の申出があり、各区の選挙管理委員会はそれを棄却しました。</p> <p>その後、異議の申出をした者が東京都選挙管理委員会に審査の申立てをいたしましたので、東京都選挙管理委員会は投票用紙の確認を行う決定をいたしました。</p> <p>7月9日は中野区、7月23日は世田谷区で東京都選挙管理委員会が投票用紙の確認を行う予定です。</p>
委員長	<p>その他に何かありますか。</p>
局 長	<p>特にありません。</p>
委員長	<p>では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。</p>
局 長	<p>次回の第27回の定例会は、7月26日の水曜日に行います。内容は、個人演説会等会場の指定についての議案等が予定されております。</p> <p>(議題書に沿って、7月26日以降の日程を確認。)</p>
委員長	<p>その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。</p>